

第20号議案

品川区介護保険制度に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年2月21日

品川区長 濱 野 健

品川区介護保険制度に関する条例の一部を改正する条例

品川区介護保険制度に関する条例（平成12年品川区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第12条の2中「第115条の48」を「第115条の49」に改める。

第13条第1項各号列記以外の部分中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項第1号および第2号中「2万8,620円」を「3万240円」に改め、同項第3号中「3万4,980円」を「3万6,960円」に改め、同項第4号中「4万4,520円」を「4万7,040円」に改め、同項第5号中「5万4,060円」を「5万7,120円」に改め、同項第6号中「6万3,600円」を「6万7,200円」に改め、同項第7号中「6万6,780円」を「7万560円」に改め、同号ア中「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合は、零とする。以下同じ。）」を「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（その額が零を下回る場合は、零とする。以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条

の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項または第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、その額が零を下回る場合は、零とする。以下この項において同じ。)に改め、同項第8号中「7万6,320円」を「8万640円」に改め、同号ア中「190万円」を「200万円」に改め、同項第9号中「8万9,040円」を「9万4,080円」に改め、同号ア中「290万円」を「300万円」に改め、同項第10号中「10万4,940円」を「11万880円」に改め、同項第11号中「12万4,020円」を「13万1,040円」に改め、同項第12号中「13万6,740円」を「14万4,480円」に改め、同項第13号中「14万9,460円」を「15万7,920円」に改め、同項第14号中「17万8,080円」を「18万8,160円」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「2万5,440円」を「2万6,880円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第13条の規定は、平成30年度以降の年度分の保険料について適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(説明) 平成30年度から平成32年度までにおける保険料率を定めるほか、保険料率算定の基準となる合計所得金額に係る特例を設ける必要がある。